

福岡市行財政改革に関する有識者会議設置要綱

(設置目的)

第1条 福岡市における行財政改革の推進について、多様な見地から意見をいただくことを目的として、福岡市行財政改革に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 有識者会議は、行財政改革プランの策定にあたり、福岡市の行財政改革のあり方について、市長に意見を述べる。

(組織)

第3条 有識者会議は、座長及び委員（以下、「委員等」という。）をもって組織する。
2 委員等は、市民、学識経験を有する者等のうちから市長が委嘱する。
3 座長は、市長が指名する。
4 委員等の任期は、委嘱の日から平成25年3月31日までとする。

(会議)

第4条 有識者会議は、座長が必要と認めたときに招集し、座長が会議の進行にあたる。
2 座長がやむを得ず会議に出席できない場合は、座長があらかじめ指名した委員が座長代理として会議の進行にあたる。
3 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見又は説明を聞くことができる。

(会議の公開)

第5条 有識者会議は原則公開とする。ただし、会議における審議の内容が、福岡市情報公開条例第7条各号に掲げる情報（非公開情報）に関するものであるとき、又は、会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められるときは、この限りではない。
2 会議の傍聴に係る手続きその他傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第6条 有識者会議の庶務は、福岡市総務企画局企画調整部において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、座長が有識者会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成24年5月25日から施行する。